

令和5年度 定例報告に係るFAQ【全般的事項】

●定例報告の全般的事項

Q1：東海北陸厚生局からはがきが届きました。表面に「重要なお知らせ」と書かれており、裏面には、

- ・「施設基準の届出状況等の報告（定例報告）について」 <医科・歯科・薬局>
 - ・「施設基準の適合性の確認について」 <医科無床診療所>
 - ・「訪問看護ステーションの基準に関する報告について」 <訪問看護ステーション>
- と（いずれかが）書かれていますが、何を報告すればよいですか。

A1：施設基準を届け出ている保険医療機関等は、毎年7月1日現在における施設基準等の届出状況等の報告が必要となります。届け出ている施設基準等によって、それぞれ報告する内容や様式が異なります。報告内容、様式及び方法等の詳細については、東海北陸厚生局ホームページに掲載の「令和5年度施設基準の定例報告」のページをご確認ください。

また、必要な報告様式は、「令和5年度施設基準の定例報告」のページから、以下の1～6の該当するページに進み、ダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

「令和5年度施設基準の定例報告」

1. 病院
2. 有床診療所
3. 無床診療所（医科）
4. 歯科
5. 薬局
6. 訪問看護ステーション

※ 医科の医療機関で「歯科」の診療科を標榜（併設）している場合は「4. 歯科」も必ずご確認ください。

※ 歯科の医療機関で「医科」の診療科を標榜（併設）している場合は該当する「医科」も必ずご確認ください。

※ 令和5年度からはがきによるご案内に変更しています。

Q2：様式のダウンロードや印刷ができない場合はどうしたらよいですか。

A2：管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にお問い合わせください。その際は、保険医療機関の名称、保険医療機関コード、所在地、ご担当者名等をお伝えください。

Q3：定例報告の案内が送付されているか確認したいのですが。（定例報告案内が届いていない。）

A3：定例報告の案内については、今年度からはがきでご案内させていただいています。原則すべての保険医療機関等に対し、7月初旬に発送させていただいています。発送日等につ

いては、お手数ですが、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にお問い合わせください。

Q 4： 昨年の報告書様式を使用して提出してよいですか。

A 4： 報告書様式については、毎年度、内容の改訂を行っていますので、必ず今年度（令和5年度）の様式を使用してください。

Q 5： 報告書の内容に関する添付書類は必要ですか。

A 5： 報告書の内容に関する添付書類は不要です。

Q 6： 報告書はどこへ提出すればよいですか。

A 6： 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

Q 7： 報告書はいつまでに提出すればよいのですか。

A 7： 令和5年7月31日（月）までに郵送で1部提出してください。

※ 各県事務所には、十分な受付窓口や待合スペースがなく、また駐車場の確保も困難なことから、郵送による提出について特段のご理解とご協力をお願いします。

※ なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により各医療機関において業務の実施に一定の影響が生じている現状を鑑み、やむを得ず報告が遅延する場合は、提出先の各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にその旨を申し出てください。

Q 8： 報告する必要がある施設基準とは、いつの時点で届け出ている施設基準が対象となりますか。

A 8： 本年7月1日現在で届け出ている施設基準が対象となります。本年7月1日から算定開始として届け出ている施設基準（受理通知がまだ届いていないもの。）を含めて報告してください。

Q 9： 届け出ている施設基準を確認したいのですが。

A 9： 届出のあった施設基準等の一覧※を当局ホームページに掲載していますので、以下のリンク先からご確認ください。

※ 医療機関（医科・歯科）及び薬局は、「届出受理医療機関名簿」で、訪問看護ステーションは「届出受理指定訪問看護事業所名簿」でご確認ください。

（リンク先）

- ・ [「届出受理医療機関名簿」の掲載ページ](#)
- ・ [「届出受理指定訪問看護事業所名簿」の掲載ページ](#)

Q10：届け出ている施設基準について、要件を確認したいのですが。

A10：厚生労働省ホームページに掲載されている施設基準の告示及び通知にてご確認ください。

(リンク先) [令和4年度診療報酬改定について \(厚生労働省ホームページ\)](#)

Q11：届け出ている施設基準について、要件を満たしていないことが判明したのですが、どうすればよいですか。

A11：要件を満たしていない施設基準については、変更等の届出が必要です。

また、要件を満たしていない期間について、当該施設基準に係る診療報酬等は算定できませんので、ご注意ください。

ただし、実績要件等については、コロナ禍における臨時的な取扱いがあります。

「[新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて \(その 26\)](#)」(令和2年8月31日事務連絡)(令和5年5月8日以降は、「[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて](#)」(令和5年4月6日保険局医療課事務連絡))をご確認ください。

〈保険医療機関・保険薬局〉

- ・「施設基準に係る辞退届」を作成し、提出してください。(リンク先 [「施設基準に係る辞退届」の掲載ページ](#))

〈訪問看護ステーション〉

- ・訪問看護ステーションの基準の変更届を作成し、提出してください。(リンク先 [「訪問看護ステーションの基準の変更届」の掲載ページ](#))

Q12：「届出受理医療機関名簿」、「届出受理指定訪問看護事業所名簿」に、既に届け出ている施設基準が載っていないのですが（既に辞退の届出を行った施設基準が載っているのですが。）。

A12：令和5年7月1日時点の届出情報を基に作成しておりますが、処理の進捗状況により、反映できていない場合がありますので、予めご了承ください。

Q13：医療機関等の名称を変更しているのですが、はがきには変更前の名称が印字されています。何か手続きが必要ですか。

A13：医療機関等の名称を変更した場合は変更の届出が必要ですので、速やかに手続きを行ってください（行き違いの場合はご容赦ください。）。

〈保険医療機関・保険薬局〉

- ・「保険医療機関・保険薬局届出事項変更届」を作成し、提出してください。(リンク先 [「保険医療機関・保険薬局届出事項変更届」の掲載ページ](#))

〈訪問看護ステーションの場合〉

- ・「訪問看護事業変更届」を作成し、提出してください。(リンク先 [「訪問看護事業変更届」の掲載ページ](#))